

参考2：施設団体からの資料

埼玉県社会的養育推進計画の記載事項・国の方針・本県の現状について（全体表）

計画への記載事項	国の方針（国の策定要領）	本県の現状	取組の方向	反映状況・検討内容
1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	◆平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定			<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則＝最善の利益 ・家庭養育の原則を最優先</li> <li>・地域を含む一体的包括的視点</li> <li>・検討委員会への関係者の参画、当事者の意見を取り入れること</li> <li>・埼玉県及び地域の実情の把握方法の明確化</li> </ul>
2 当事者である子どもの権利擁護の取組	◆当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童相談所の措置児童等の面談</li> <li>◆「子供の権利ノート」</li> <li>◆施設の第三者評価等の活用</li> <li>◆未成年後見人の選任・支援</li> <li>◆県子どもの権利擁護委員会の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆面談方法の検討</li> <li>◆子供の権利ノートの活用</li> <li>◆第三者評価の活用</li> <li>◆未成年後見人の選任・支援</li> <li>◆県子どもの権利擁護委員会の運営</li> <li>◆子ども・施設サポート委員会（埼児協）の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの声を十分に聴き取れる仕組みを具体的にどのようにするか</li> <li>・措置に対する意見聴取と評価の方法（半年に1回）</li> <li>・成人年齢と法的概念の整理、不利益への対応策の検討</li> <li>・児童福祉審議会の役割と機能の見直し（アドボカシーと権利擁護を組み入れる方法の検討）（意見聴取と要対協からの申し立て審議）</li> </ul>
3 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組				
①市町村の相談支援体制等の整備に向けた取組の支援・取組	◆子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市町村の支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用について、県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定  ◆子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する県の取組計画を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て世代包括支援センター</li> <li>◆市町村子ども家庭総合支援拠点</li> <li>◆市町村の支援メニュー（ショートステイ・トワイライトステイ）</li> <li>◆母子生活支援施設の活用</li> <li>◆児相職員研修、児童福祉司任用資格研修、児相OB職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て世代包括支援センターの全市町村設置に向けた支援</li> <li>◆市町村子ども家庭総合支援拠点の設置拡大</li> <li>◆市町村のショートステイ事業等の利用促進</li> <li>◆母子施設活用に向けた市の支援</li> <li>◆児相等、子ども家庭支援人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援事業計画」との整合性</li> <li>・要対協との連携（県と市の連携）</li> <li>・「切り離さないケア」「地域で見守れる体制」の整備</li> <li>・母子生活支援施設の位置づけの明確化と活用</li> <li>・児童相談所と市町村の連携強化、家庭支援の充実と人材育成</li> <li>・施設の地域における役割の明確化、連携の強化</li> <li>・児童家庭支援センターとの連携、活用</li> </ul>
②児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組	◆児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画を策定	◆児童家庭支援センター（3か所）	◆児童家庭支援センターの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口比に応じた設置計画</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点との連携と業務委託に向けた計画</li> <li>・里親フォスタリング事業の受託に向けた計画</li> </ul>
4 ①各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	◆代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要数）を算定する。 ・需要数＝児童人口推計×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）	◆別添資料を参照 ・児童人口及び措置等児童数の推計、養護相談件数等を参考として潜在的需要を算定	◆潜在的需要を見込んだ需要数を算定	・潜在的需要となる数 ①新規入所、相談対応、一時保護、要対協の管理する各数、②児相等で受理し在宅で措置・里親委託が必要な数、③児相・警察で受理した虐待相談のうち代替養育を必要とする数、④子ども子育て支援事業計画の量、⑤代替養育から解除される数などを含めて計算。
②里親等委託が必要な子ども数について	◆里親等委託が必要な子ども数を見込む。 ・里親等委託が必要な子ども数＝代替養育を必要とする子ども数×里親等委託が必要な子どもの割合	◆里親等委託が必要な子どもの割合については今後、調査をして算定	◆里親等委託が必要な子どもの割合の算定に当たっては、家庭等における養育が適当でないと判断する子どもの割合を検討して算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの見込み数を常に見直し、検証する仕組みづくり</li> <li>・適切なアセスメントの上で見込み数を分析すること</li> <li>・体制からの見込み数でなく、最善の利益が保証される体制構築</li> </ul>

埼玉県社会的養育推進計画の記載事項・国の方針・本県の現状について（全体表）

計画への記載事項	国の方針（国の策定要領）	本県の現状	本県の考え方	反映状況・検討内容
5 里親等への委託の推進に向けた取組	◆里親委託率（国の社会的養育ビジョンに記載された目標） ・3歳未満：概ね5年以内に75% ・就学前：概ね7年以内に75% ・学童期以降：概ね10年以内に50%  ◆2024年度、2029年度の里親、ファミリーホーム委託子ども数の見込みを推計する。  ◆フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆里親等委託児童数・委託率の推移</li> <li>・別添資料を参照</li> <li>◆県5か年計画目標値 里親等委託率：H33年度末 23%</li> <li>◆フォスタリング業務を県内1か所で相談所管内で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆年齢区分別里親等委託率の目標設定</li> <li>◆フォスタリング業務の民間委託の拡大、民間機関の育成</li> <li>◆里親等委託調整員・里親支援専門相談員の配置、里親制度の普及啓発</li> <li>◆里親会との連携による里親支援</li> <li>◆ファミリーホーム開設の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標の設定 ・既存の里親支援事業の活用</li> <li>・フォスタリング事業の民間委託と育成（社会福祉法人への委託と育成）</li> <li>・行き場を失う子どもが出ないように</li> <li>・里親会との連携 ・里親不調への対応</li> <li>・里親支援専門相談員の活用・体制強化</li> <li>・未委託里親への対応と委託率の目標数値</li> <li>・FHの子どもの定員減（4名）</li> </ul>

<p>6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組</p>	<p>◆特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定する。 ◆概ね5年以内に1,000人以上/年(都道府県ごとの目標値はなし)</p>	<p>◆児童相談所関与の特別養子縁組成立件数 ・H25年度10件⇒H29年度19件 ◆養子縁組里親登録数の推移 ◆妊産婦支援による養子縁組の推進 ・産科医療機関と連携して相談窓口を開設</p>	<p>◆児童相談所における養子縁組の推進 ◆民間あっせん機関に対する支援等 ◆特別養子縁組制度の普及啓発</p>	<p>・目標値の設定(全国で年間1000人) ・最善の利益とアドボケートへの対応 ・養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画策定(市町村、児童相談所の体制構築)</p>
<p>7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組</p>	<p>◆施設で養育が必要な子ども数=代替養育を必要とする子ども数の見込み(需要数)ー里親等委託必要数 ◆乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の計画の策定(留意点) ・十分な受け皿の確保、・乳幼児期の里親等委託の原則 ・各施設の具体的計画の策、・例外的な専門的ケア対応ユニットの整備、・児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の機能強化・多機能化等</p>	<p>◆別添資料を参照 ・児童養護施設、乳児院の小規模グループケア、地域分散化を推進 ・児童心理治療施設、児童自立支援施設の状況</p>	<p>◆受皿の確保に留意して必要量を算定 ◆従来の取組を踏まえた地域分散化等推進 ◆専門的ケアへの対応等高機能化の推進 ◆一時保護、里親支援等の多機能化等の推進 ◆児童心理治療施設の機能強化等 ◆施設の実情、実現可能性に留意して計画を推進</p>	<p>・里親VS施設の視点でなく養育の専門性を元にした施設のあり方を構築 ・子ども数の見込みは、受け皿確保より必要量を重視すること ・小規模化に伴う人材・財源の確保 ・障がいを持つ子・精神疾患を抱える子への支援、ケアニーズの高い子どもを受け入れる施設整備のあり方 ・子ども4名定員×4ユニットの実現に向けた計画策定 ・高機能化と多機能化に向けた具体的な推進計画の策定(専門的ケアを実現するための具体的方法) ・児童心理治療施設、児童自立支援施設からの措置変更への具体的対応策</p>

埼玉県社会的養育推進計画の記載事項・国の方針・本県の現状について(全体表)

計画への記載事項	国の方針(国の策定要領)	本県の現状	本県の考え方	反映状況・検討内容
<p>8 一時保護改革に向けた取組</p>	<p>◆「一時保護ガイドライン」を踏まえて県の一時的保護改革に向けた計画を策定 ・既存の一時保護所の見直し ・一時保護の環境・体制整備 ・代替養育としての養育環境の確保 ・子どもの最善の利益の保護</p>	<p>◆一時保護の状況 ・定員30名×4か所、入所率88.4% ・職員体制77人、研修受講状況:34人 ・ユニット居室でなく、個室が少ない ・一時保護所の第三者評価を30年度から実施</p>	<p>◆必要定員数を児童虐待通告件数の増加等を踏まえて推計し、受皿確保に努める ◆職員の専門性の向上、第三者評価の継続実施を通じて運営改善に努める ◆一時保護所の新設に当たっては、個室化、ユニット化とともに、既存の一時保護所の環境整備に努める ◆安全が確保できる児童は優先的に里親や施設への一時保護委託を推進</p>	<p>・適切なアセスメント、ガイドラインに沿った改革 ・一時保護所の増設(里親の活用、施設の空きスペースの利用など) ・第三者評価の内容を公表すること ・改善に向けた計画策定 ・親子分離開始時の不安軽減への体制整備</p>
<p>9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p>	<p>◆法改正・国事業の支援の仕組みを踏まえて、(未実施の都道府県にあっては)社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施計画を策定 ◆自立援助ホーム等、自立支援策の実施計画の策定</p>	<p>◆社会的養護自立支援事業等の計画的な推進 ・平成29年度の国制度創設と同時に開始 ◆自立援助ホームの実施 ・平成29年度:県所管6か所・定員41名、さいたま市2か所・定員14名 ◆自立支援策の計画的な推進 ・県独自の取組を実施(希望の家事業等)</p>	<p>◆社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の継続実施 ◆自立援助ホームの機能強化、開設促進 ◆退所者支援事業の連携、効率的、効果的な実施</p>	<p>・自立支援策の強化に向けた取組み、実施計画の策定 ・自立援助ホームの機能強化・充実のための計画策定 ・自立援助ホームの増設・積極的活用 ・年長児童専門の「子どもシェルター」の創設 ・成人の社会資源活用(18歳の年齢にも対応できる仕組みづくり)</p>
<p>10 児童相談所の強化等に向けた取組</p>	<p>◆中核市の児童相談所設置 ・中核市の設置を促す ◆児童相談所の人材確保・育成 ・児童相談所の職員配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成の具体的計画を策定</p>	<p>◆中核市の意向によると財政面や人材確保の面から設置は困難 ◆児童相談所における人材確保について、主に新卒者を対象とした「福祉職」「心理職」の採用、「児童福祉司」選考採用を開始 ◆人材育成では法定研修などを実施</p>	<p>◆中核市の意向を踏まえて設置を支援 ◆国の児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえて児童福祉司、児童心理司の配置に努める ◆採用試験の実施、受験奨励による人材確保、研修による人材育成に努める</p>	<p>・埼玉県内の児童相談所の管轄地域の見直し ・人口比や地域性、距離などを考慮しバランスの取れた児童相談所設置計画を策定する ・児童相談所の機能強化、ワーカーのアセスメント力、ソーシャルワークの力量向上のための育成計画 ・フォスタリングの支援機関としての体制整備</p>
<p>11 留意事項</p>	<p>◆本要領を基に現行計画を全面的に見直し、2019年度末まで策定する。◆里親、施設関係の計画の推進は2018年度から可能なものに順次取り組む。 ◆国の児童虐待防止強化策を踏まえて取組を進める。 ◆計画期間は2029年度を終期とし、5年ごとの期に区分して策定し、進捗状況の検証、必要な見直しを行う。また国は当該進捗状況の公表等を行う。 ◆障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携、整合性に留意する。◆指定都市・児童相談所設置予定市との連携・調整による計画策定に留意する。</p>			<p>・推進計画に予算、人、制度を盛り込みこと ・検証方法の明確化、評価・検討・修正の過程を明文化する ・分析と対応の仕組みをつくること</p>